

助けあい 生きる安心 社会保険

社会保険 しまね

令和3年 3月号

No.832

Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会保険協会からのお知らせ



島根県の名所空撮～ 浜田市 ゆうひパーク

浜田市原井町にある国道9号浜田道路の道の駅。

浜田の町並みを一望できる高台にあり、「マリン大橋」と共に見る日本海や水平線に沈む夕日を見ることが出来ます。展望台や遊歩道なども整備されています。

健康保険・厚生年金保険の手続きについて

●従業員を採用したとき

【被保険者資格取得届】 [提出時期:事実発生から5日以内]

適用事業所に常時使用される方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず被保険者となります。

〔常時使用される〕とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも報酬が支払われる場合は、使用関係が認められることとなります。)

●パートタイマー・アルバイト等も適用事業所に常時使用される場合は被保険者となります。

1 週間の所定労働時間および 1 カ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の4分の3以上である方も対象です。

●1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満、1カ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満、またはその両方の場合で、次の5要件を全て満たす方は、被保険者になります。

- 1 週の所定労働時間が20時間以上あること
- 2 雇用期間が1年以上見込まれること
- 3 賃金の月額が8.8万円以上であること
- 4 学生でないこと
- 5 特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めていること
(国、地方公共団体に属する全ての適用事業所を含む)



●家族を被扶養者にするとき・被扶養者となっている家族に異動があったとき……

【被扶養者(異動)届】

[提出時期:事実発生から5日以内]

●従業員が退職、死亡したとき……

【被保険者資格喪失届】

[提出時期:事実発生から5日以内]

《60歳以上の方を退職後引き続き再雇用したとき》

60歳以上の被保険者が退職し1日も空くことなく同じ事業所に再雇用される場合は、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を同時に年金事務所へ提出していただくことにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。なお、その際に添付書類として「就業規則や退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。

社会保険手続きには電子申請が便利です

資格取得届・被扶養者(異動)届・資格喪失届を電子申請で届出してみませんか。

●電子申請のご利用方法

- 1 [GビズID]のアカウント取得 ▶ 2 申請データの作成 ▶ 3 届書作成プログラムから申請

●日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。

併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです



【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123 《ナビダイヤル》 ▶ 2番 をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 ▶ **2番** をお選びください

受付時間

月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

短時間労働者の適用拡大について

法律改正に伴い、適用拡大の範囲が段階的に拡大され、短時間労働者の適用要件も一部変更されます。

- 令和4年10月1日より100人を超える事業所に勤務する短時間労働者を適用
令和4年10月1日より、短時間労働者を適用する条件のうち、勤務期間要件(継続して1年以上使用される見込み)の規定を削除し、通常被保険者と同様の勤務期間要件(2か月以上使用される、又は使用される見込み)とします。
- 令和6年10月1日より50人を超える事業所に勤務する短時間労働者を適用

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

令和3年1月から3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方についても、一定の場合に標準報酬月額を改定する特例措置の対象となりました。特例措置の詳しい要件や内容については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】

従業員の皆さまへご案内いただきますよう、
お願いいたします。

2021年3月 から
マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!

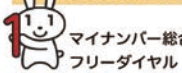


マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル[※]ができます。

※子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック!

健康保険証利用申込のお問い合わせ



0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

POINT3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

POINT5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

POINT6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

もっと知りたい! カードの保険証利用のあれこれ!

(厚生労働省ホームページより抜粋)

Q1 全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか?

A1 マイナンバーカードを保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、「令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」こととしています。

Q2 マイナンバーカードを持参すれば、保険証がなくても医療機関等を受診できますか?

A2 オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば保険証の提示がなくても利用できます。
オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き保険証の提示が必要です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、「マイナポータル」で事前の利用申し込みが必要です。
詳しくは、「マイナポータル」のホームページをご覧ください。

マイナポータルのホームページは
こちら





お知らせ 令和3年度会費納入のお願い

令和2年度の事業につきましては、コロナ禍により一部の事業を中止せざるをえなくなり、会員事業所の皆様にはご迷惑をおかけしました。

令和3年度はコロナウィルスの拡大が収束し、予定する当協会事業が順調に実施できるよう祈るばかりです。(具体的事業内容等は、別紙「事業案内」として同封しておりますのでご覧ください。)

さて、ご承知のこととは存じますが、この事業に要する費用につきましては、事業主の皆様のご理解により納めていただく年会費が唯一の財源でございます。

つきましては、令和3年度の会費納入のお願いを同封させていただきましたので、引き続きご理解とご協力をいただき、納入いただきますようお願いいたします。

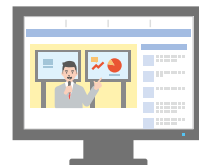
また、「令和3年度版社会保険の事務手続」の申込ハガキも同封しておりますので、ご希望の方は、期限までに必要事項を記入のうえ送付願います。

お知らせ 「社会保険実務講座」について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に当協会が開設した実務講座は、「社会保険実務初任者講座」及び「健康保険給付実務講座」の2講座のみでした。例年多くの会員事業所様に受講していただいている「年金給付実務講座」も開設を見合わせたところです。

このような状況から、令和3年度の実務講座は、当協会ホームページを使った「web形式」での講座開設も予定しております。申し込みをいただいた会員事業所様へ閲覧用パスワード及びテキストをお送りし、一定の期間内ホームページに掲載する動画をご覧ください受講していただくものです。

詳細が決まりましたらホームページ等でお知らせいたします。



お知らせ 令和3年度ソフトボール大会

浜田支部主催のソフトボール大会は、次の日程で開催する予定です。

浜田会場 令和3年6月13日(日) 石見海浜公園グランド

益田会場 令和3年7月25日(日) 久々茂コミュニティ広場

※ 新型コロナ感染防止のため中止することがあります。

ご案内 《会員事業主の皆さまへ》

会員事業所さまの『所在地や名称等の変更』などがございましたら、お手数ですが、下記様式にて当協会あてご連絡をお願いいたします。

また、ホームページ「入会案内・変更届」等からも変更届をダウンロードできます。

送付先

FAX 0852-27-5068
(一財) 島根県社会保険協会

■ 会員事業所変更届

変更前	
事業所記号	— 記入例 01-いろは、松-いろは、01-ABC
事業所名	
所在地	〒 -
電話番号	



変更事項のみ
記入してください

変更後	
事業所記号	— 記入例 01-いろは、松-いろは、01-ABC
事業所名	
所在地	〒 -
電話番号	

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

島根県社会保険協会 <https://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所
全国健康保険協会島根支部

2021.3.15 発行
通巻 832 号

※ 次回の発行については令和3年7月を予定しております。